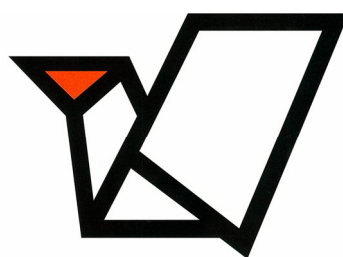


令和 8 年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第 1 回定例会
議案書



令和8年3月26日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

【このページは空白です】

令和 8 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第 1 回定例会議案書 目次

	ページ 番号
承認	
承認第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）	1
議案	
議案第 1 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	5
議案第 2 号 令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について	11
議案第 3 号 令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	25
議案第 4 号 令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	39
議案第 5 号 令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	63

【このページは空白です】

承認第 1 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

診療報酬の不正請求による、損害賠償請求権に基づく訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同法第 292 条において準用する同法第 179 条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 3 月 26 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 本 村 賢 太 郎

専 決 処 分 書

診療報酬の不正請求による、損害賠償請求権に基づく訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年11月6日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 本 村 賢 太 郎

「別紙」

訴えの提起について

神奈川県後期高齢者医療広域連合は、次のとおり訴えを提起する。

1 当事者

原告 神奈川県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 本村 賢太郎
被告 東京都または千葉県 小西 悠太郎（医師）

2 事件の要旨

- (1) 当該医師は、実際に診療していないにもかかわらず、神奈川県後期高齢者医療制度の被保険者が千葉県に所在した医療機関を受診したこととし、当該医療機関の名義を利用して令和6年9月及び11月に診療報酬を不正に請求し、当広域連合は請求に基づき支出を行った。
- (2) 本事案は、当該医療機関からの刑事告発をもとに警察が捜査を行っており、当広域連合は警察からの捜査関係事項照会を機として、警察から情報提供を受け、概要を把握した。
- (3) 当広域連合は、当該医療機関の代理人弁護士から、当該医療機関は業務を停止しており一切診療報酬を請求していないこと、当該医師が当該医療機関の名義を利用し、不正に診療報酬を請求したこと等が記載された書面を受領した。
- (4) 当広域連合は、不正に請求されたと思われるレセプトを特定し、被保険者に対し受診状況の調査を行い、回答が得られた被保険者については受診がなかったことを確認した。
- (5) 当広域連合は、当該医師が他の複数の保険者に対しても不正に診療報酬を請求していることや、当該医師が自身の死亡届を偽造し戸籍や住民票が除かれていることを、警察等へのヒアリングにより把握した。また、当広域連合は当該医師の住民票を取得のうえ、死亡となっていることを確認した。
- (6) 警察から当広域連合に対し、捜査への影響を踏まえ、情報管理に配慮するよう要請があったことから、訴えの提起は本件逮捕後に行うこととした。
- (7) 当広域連合は本件について、当該医師による不正請求は高額かつ非常に悪質であり、自主的な返還が見込めない状況であるため、逮捕後速やかに債権回収を行う必要があると判断した。また、当該医師は虚偽の届出により死亡した扱いになっており住所地への訴状送達が困難な状況であるため、当該医師が勾留されている間に勾留場所へ訴状を送達する必要があると判断した。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し損害賠償金 175,361,700 円の支払いを求めるもの。
- (2) 上記金額のうち、153,135,440 円に対する令和 6 年 10 月 17 日から、
22,226,260 円に対する令和 6 年 12 月 17 日から、それぞれ、支払済みまで
年 3 分の割合で遅延損害金を求めるもの。
- (3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴する。
- (2) 相手方が支払いに応じないときは、強制執行を申し立てる。

5 管轄裁判所

横浜地方裁判所

6 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

議案第 1 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成
19 年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 28 号）の一部を改正す
る条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 26 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 本 村 賢 太 郎

（提案理由）

子ども・子育て支援金制度の創設に係る関係規定の整備を図るほか、
基礎賦課額の所得割率、均等割額、賦課限度額及び低所得者に対する均
等割額に係る所得判定基準等の所要の改正を行うため、この条例案を提
出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「所得割額及び被保険者均等割額」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第18条第1項第1号イの規定の基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、「ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。」を削り、同条第2項中「前項の賦課額」を「第1項の基礎賦課額」に改め、「切り捨てる。」の次に「同項の子ども・子育て支援納付金賦課額についても、同様とする。」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

第4条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条第1項中「前条第1項」を「前条第2項」に、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）」を「令」に改め、「この条」の次に「及び第8条の2に」を加え、「広域連合における」を削り、「賦課額」を「基礎賦課額」に改める。

第5条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条第1項中「第3条第1項」を「第3条第2項の基礎賦課額」に改める。

第 6 条の見出し中「所得割率」を「基礎賦課額の所得割率」に改め、同条中「所得割率」を「第 3 条第 2 項の基礎賦課額の所得割率」に、「前条第 1 項」を「前条」に改め、「広域連合の」を削る。

第 7 条の見出しを「（基礎賦課額の所得割率）」に改め、同条中「令和 6 年度及び令和 7 年度」を「令和 8 年度及び令和 9 年度」に、「所得割率」を「基礎賦課額の所得割率」に、「100 分の 10.08」を「100 分の 10.30」に改める。

第 8 条の見出しを「（基礎賦課額の均等割額）」に改め、同条中「令和 6 年度及び令和 7 年度」を「令和 8 年度及び令和 9 年度」に、「被保険者均等割額」を「基礎賦課額の均等割額」に、「45,900 円」を「52,531 円」に改め、同条の次に次の 5 条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額）

第 8 条の 2 第 3 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第 1 号に掲げる額を第 2 号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第 8 条の 4 及び第 8 条の 5 において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第 3 条第 3 項、この条本文、次条から第 8 条の 6 までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第 9 条の 2 に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、省令の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

（1）第 10 条の 2 第 2 号に規定する所得割総額

（2）被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第 313 条第 9 項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第 1 項の所得割率に小数点以下第 4 位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第8条の3 第3条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第10条の2第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第8条の4 第3条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第8条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、100分の0.25とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額)

第8条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額は、1,330円とする。

第9条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条中「賦課額」を「基礎賦課額」に、「80万円」を「85万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第9条の2 第3条第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、2万1千円を超えることができない。

第10条の見出しを「(基礎賦課総額)」に改め、同条中「賦課額」を「基礎賦課額」に、「前条までの規定により」を「第8条まで及び第9条の規定に基づき」に、「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同条第1号イ中「執行に要する費用」の次に「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用」を、「収入の額」の次に「(法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120

分の1に相当する額を除く。)」を加え、同条第2号中「保険料の額」を「基礎賦課額」に改め、同条第3号中「当該」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第10条の2 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額(第12条又は第13条に規定する基準に従い第3条、第8条の2から第8条の6まで及び第9条の2の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額(以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用(子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用(同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。))に限る。)のための収入の額(同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を除く。)の合計額

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額をすべての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率(小数点以下第11位未満は四捨五入するものとする。)を乗じて得た額とする。

第12条第1項第1号中「令第18条第4項第1号」を「令第18条第5項第1号」に改め、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 広域連合長は、令和 8 年度及び令和 9 年度の改正後の条例第 1 2 条第 1 項第 1 号の区分の被保険者に係る被保険者均等割額（改正後の条例第 3 条第 2 項に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額に限る。以下この項において同じ。）について、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 1 0 0 分の 2 を乗じて得た額を減ずることができる。

議案第 2 号

令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正 予算（第 2 号）

令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 336,768 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,659,495 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 26 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 本 村 賢 太 郎

（提案理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定において準用する同法第 96 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）案を提出する。

【このページは空白です】

令和 7 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算（第 2 号）

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 繰越金		1	336,768	336,769
	1. 繰越金	1	336,768	336,769
歳 入 合 計		4,322,727	336,768	4,659,495

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4,311,402	336,768	4,648,170
	1. 総務管理費	4,310,993	336,768	4,647,761
歳	出	合	計	
		4,322,727	336,768	4,659,495

【このページは空白です】

令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金	1	336,768	336,769
歳入合計	4,322,727	336,768	4,659,495

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	4,311,402	336,768	4,648,170			336,768	
歳 出 合 計	4,322,727	336,768	4,659,495			336,768	

2 歳 入

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	336,768	336,769
計	1	336,768	336,769

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 前年度繰越金	336,768	○前年度繰越金 336,768

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	4,308,412	104,405	4,412,817			104,405	
2. 財政調整基金費	2,581	232,363	234,944			232,363	
計	4,310,993	336,768	4,647,761			336,768	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13. 使用料及び賃借料	82,436	○広域連合運営管理費	21,969
		22. 償還金、利子及び割引料	21,969
		償還金	21,969
22. 償還金、利子及び割引料	21,969	○電算システム関係費	82,436
		13. 使用料及び賃借料	82,436
		○A機器使用料及び賃借料	82,436
24. 積立金	232,363	○財政調整基金費	232,363
		24. 積立金	232,363
		財政調整基金積立金	232,363

【このページは空白です】

議案第 3 号

令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,698,417 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,179,537,694 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 26 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 本 村 賢 太 郎

（提案理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定において準用する同法第 96 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案を提出する。

【このページは空白です】

令和 7 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市町村支出金		252,555,993	△397,458	252,158,535
	1. 市町村負担金	252,555,993	△397,458	252,158,535
2. 国庫支出金		327,039,902	131,810	327,171,712
	1. 国庫負担金	268,235,248	131,810	268,367,058
8. 繰越金		7,046,191	8,964,065	16,010,256
	1. 繰越金	7,046,191	8,964,065	16,010,256
歳 入 合 計		1,170,839,277	8,698,417	1,179,537,694

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 基金積立金		20,307	6,823,958	6,844,265
	1. 基金積立金	20,307	6,823,958	6,844,265
7. 諸支出金		10,303,000	1,874,459	12,177,459
	1. 償還金及び還付加算金	10,303,000	1,874,459	12,177,459
歳 出 合 計		1,170,839,277	8,698,417	1,179,537,694

【このページは空白です】

令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金	252,555,993	△397,458	252,158,535
2. 国庫支出金	327,039,902	131,810	327,171,712
8. 繰越金	7,046,191	8,964,065	16,010,256
歳入合計	1,170,839,277	8,698,417	1,179,537,694

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 基金積立金	20,307	6,823,958	6,844,265	131,810		6,692,148	
7. 諸支出金	10,303,000	1,874,459	12,177,459			1,874,459	
歳 出 合 計	1,170,839,277	8,698,417	1,179,537,694	131,810		8,566,607	

2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 療養給付費負担金	86,560,577	△397,458	86,163,119
計	252,555,993	△397,458	252,158,535

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 高額医療費負担金	8,553,517	131,810	8,685,327
計	268,235,248	131,810	268,367,058

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	7,046,191	8,964,065	16,010,256
計	7,046,191	8,964,065	16,010,256

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現年度分	△397,458	○現年度分の療養給付費負担金 △397,458 横浜市負担金 △14,492 川崎市負担金 △353,518 相模原市負担金 △7,046 横須賀市負担金 154,124 平塚市負担金 6,936 鎌倉市負担金 135,039 藤沢市負担金 45,778 小田原市負担金 △83,218 茅ヶ崎市負担金 △4,823 逗子市負担金 △1,217 三浦市負担金 △43,147 秦野市負担金 △35,755 厚木市負担金 △13,609 大和市負担金 △63,496 伊勢原市負担金 △33,065 海老名市負担金 7,750 座間市負担金 △56,702 南足柄市負担金 △9,683 綾瀬市負担金 6,837 葉山町負担金 20,498 寒川町負担金 △18,436 大磯町負担金 4,295 二宮町負担金 23,167 中井町負担金 △13,911 大井町負担金 △6,529 松田町負担金 △6,947 山北町負担金 △14,531 開成町負担金 △2,495 箱根町負担金 7,305 真鶴町負担金 2,981 湯河原町負担金 △18,419 愛川町負担金 △10,619 清川村負担金 △510

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 過年度分	131,810	○過年度分の高額医療費負担金 131,810

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	8,964,065	○前年度繰越金 8,964,065

3 歳 出

(款) 5. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等支払準備基金積立金	17,062	6,805,873	6,822,935	131,810		6,674,063	
2. 保健事業等支援基金積立金	3,245	18,085	21,330			18,085	
計	20,307	6,823,958	6,844,265	131,810		6,692,148	

(款) 7. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 償還金及び還付加算金	10,303,000	1,874,459	12,177,459			1,874,459	
計	10,303,000	1,874,459	12,177,459			1,874,459	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24. 積立金	6,805,873	○療養給付費等支払準備基金積立金 6,805,873
24. 積立金	18,085	○保健事業等支援基金積立金 18,085

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22. 償還金、利子 及び割引料	1,874,459	○償還金及び還付加算金 1,874,459 償還金 1,874,459

【このページは空白です】

議案第 4 号

令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,112,492 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 26 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 本 村 賢 太 郎

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定において準用する同法第 96 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案を提出する。

【このページは空白です】

令和 8 年 度

神 奈 川 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合

一 般 会 計 予 算 書

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		3,587,365
	1. 負担金	3,587,365
2. 国庫支出金		770,033
	1. 国庫補助金	770,033
3. 財産収入		7,958
	1. 財産運用収入	7,958
4. 繰入金		745,205
	1. 基金繰入金	745,205
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
6. 諸収入		1,930
	1. 預金利子	1,929
	2. 雑入	1
歳 入 合 計		5,112,492

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		1,336
	1. 議会費	1,336
2. 総務費		5,101,156
	1. 総務管理費	5,100,748
	2. 選挙費	53
	3. 監査委員費	355
3. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳 出 合 計		5,112,492

【このページは空白です】

令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

一 般 会 計 予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	3,587,365	3,099,117	488,248
2. 国庫支出金	770,033	677,719	92,314
3. 財産収入	7,958	2,580	5,378
4. 繰入金	745,205	440,155	305,050
5. 繰越金	1	1	0
6. 諸収入	1,930	248	1,682
歳入合計	5,112,492	4,219,820	892,672

歳 出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	1,336	1,325	11				1,336
2. 総務費	5,101,156	4,208,495	892,661	770,033		755,094	3,576,029
3. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
歳 出 合 計	5,112,492	4,219,820	892,672	770,033		755,094	3,587,365

2 歳 入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 事務費負担金	3, 587, 365	3, 099, 117	488, 248
計	3, 587, 365	3, 099, 117	488, 248

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 民生費国庫補助金	770, 033	677, 719	92, 314
計	770, 033	677, 719	92, 314

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 事務費負担金	3,587,365	○事務費負担金 3,587,365 横浜市負担金 1,377,035 川崎市負担金 502,804 相模原市負担金 275,220 横須賀市負担金 169,955 平塚市負担金 106,400 鎌倉市負担金 80,202 藤沢市負担金 169,198 小田原市負担金 81,338 茅ヶ崎市負担金 100,626 逗子市負担金 30,674 三浦市負担金 24,820 秦野市負担金 70,718 厚木市負担金 88,913 大和市負担金 92,892 伊勢原市負担金 43,572 海老名市負担金 56,847 座間市負担金 54,593 南足柄市負担金 23,097 綾瀬市負担金 38,541 葉山町負担金 19,417 寒川町負担金 24,203 大磯町負担金 19,776 二宮町負担金 18,129 中井町負担金 9,450 大井町負担金 12,327 松田町負担金 10,095 山北町負担金 9,978 開成町負担金 12,355 箱根町負担金 10,397 真鶴町負担金 8,826 湯河原町負担金 17,042 愛川町負担金 21,275 清川村負担金 6,650

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 財政調整交付金	764,844	○特別調整交付金 764,844
2. 後期高齢者医療制度 事業費補助金	1	○後期高齢者医療制度事業費補助金 1
3. 子ども・子育て支援 事業費補助金	5,188	○子ども・子育て支援事業費補助金 5,188

(款) 3. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 利子及び配当金	7,958	2,580	5,378
計	7,958	2,580	5,378

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政調整基金繰入金	745,205	440,155	305,050
計	745,205	440,155	305,050

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 6. 諸収入

(項) 1. 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 預金利子	1,929	247	1,682
計	1,929	247	1,682

(款) 6. 諸収入

(項) 2. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 雑入	1	1	0
計	1	1	0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 利子及び配当金	7,958	○財政調整基金運用利子 7,958

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	745,205	○財政調整基金繰入金 745,205

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 前年度繰越金	1	○前年度繰越金 1

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 預金利子	1,929	○預金利子 1,929

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 雑入	1	○雑入 1

3 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	1,336	1,325	11				1,336
計	1,325	1,319	6				1,325

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	4,881,690	4,205,505	676,185	770,033		747,135	3,364,522

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 報酬	416	○議会運営費	1,336
8. 旅費	276	1. 報酬	416
9. 交際費	14	広域連合議員報酬	416
10. 需用費	11	8. 旅費	276
11. 役務費	83	普通旅費	228
13. 使用料及び賃借料	536	費用弁償	48
		9. 交際費	14
		広域連合議会議長交際費	14
		10. 需用費	11
		食糧費	11
		11. 役務費	83
		通信運搬費	83
		13. 使用料及び賃借料	536
		広域連合議会会場使用料	498
		自動車借上料	38

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 報酬	13,944	○広域連合運営管理費	301,502
3. 職員手当等	5,508	1. 報酬	13,944
4. 共済費	3,439	委員報酬	496
7. 報償費	120	会計年度任用職員報酬	13,448
8. 旅費	2,813	3. 職員手当等	5,508
9. 交際費	30	会計年度任用職員手当等	5,508
10. 需用費	58,773	4. 共済費	3,439
11. 役務費	1,118,170	社会保険料事業主負担金	3,439
12. 委託料	2,385,399	7. 報償費	120
13. 使用料及び賃借料	703,670	報償費	120
18. 負担金、補助及び交付金	589,822	8. 旅費	2,813
22. 償還金、利子及び割引料	1	普通旅費	956
27. 繰出金	1	費用弁償	1,857
		9. 交際費	30
		広域連合議長交際費	30
		10. 需用費	18,098
		消耗品費	9,030
		食糧費	29
		印刷製本費	139
		光熱水費	8,700
		修繕料	200
		11. 役務費	7,486
		通信運搬費	7,402
		手数料	84
		12. 委託料	157,061
		高齢者医療事業実施委託料	119,513
		その他委託料	37,548
		13. 使用料及び賃借料	91,844
		○A機器使用料及び賃借料	46,011

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
		事務所借上料 45,705
		自動車借上料 13
		放送受信料 13
		その他の使用料及び賃借料 102
		18. 負担金、補助及び交付金 1,157
		負担金等 1,157
		22. 償還金、利子及び割引料 1
		償還金 1
		27. 繰出金 1
		特別会計繰出金 1
		○広域連合事業費負担金 462,427
		18. 負担金、補助及び交付金 462,427
		市派遣職員人件費負担金 462,427
		○会計関係費 310,929
		10. 需用費 58
		消耗品費 58
		11. 役務費 310,871
		通信運搬費 528
		手数料 310,343
		○保険料関係事業費 57,659
		10. 需用費 14,502
		消耗品費 4
		印刷製本費 14,498
		11. 役務費 12,233
		通信運搬費 11,073
		手数料 1,160
		12. 委託料 6,417
		保険料関係委託料 6,417
		18. 負担金、補助及び交付金 24,507
		補助金 24,507
		○資格管理事業費 242,220
		10. 需用費 10,282
		消耗品費 183
		印刷製本費 10,099
		11. 役務費 174,014
		通信運搬費 174,014
		12. 委託料 56,424
		資格関係委託料 56,424
		18. 負担金、補助及び交付金 1,500
		補助金 1,500
		○給付関係事業費 713,033
		10. 需用費 1,179
		消耗品費 108
		印刷製本費 1,071
		11. 役務費 255,588
		通信運搬費 255,588

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 財政調整基金費	219,058	2,581	216,477			7,959	211,099
計	5,100,748	4,208,086	892,662	770,033		755,094	3,575,621

(単位：千円)

節			
区 分	金 額	説 明	
		12. 委託料	456,266
		給付関係委託料	456,266
		○医療費適正化事業費	820,052
		10. 需用費	1,014
		消耗品費	360
		印刷製本費	654
		11. 役務費	257,255
		通信運搬費	257,255
		12. 委託料	561,413
		医療費適正化事業委託料	561,413
		18. 負担金、補助及び交付金	370
		負担金等	370
		○電算システム関係費	1,867,206
		10. 需用費	407
		消耗品費	407
		11. 役務費	100,664
		通信運搬費	100,664
		12. 委託料	1,054,448
		システム関係委託料	1,054,448
		13. 使用料及び賃借料	611,826
		○A機器使用料及び賃借料	611,826
		18. 負担金、補助及び交付金	99,861
		負担金等	99,861
		○広報広聴活動関係費	106,662
		10. 需用費	13,233
		消耗品費	12
		印刷製本費	13,221
		11. 役務費	59
		通信運搬費	59
		12. 委託料	93,370
		広報広聴関係委託料	93,370
24. 積立金	219,058	○財政調整基金費	219,058
		24. 積立金	219,058
		財政調整基金積立金	219,058

(款) 2. 総務費

(項) 2. 選挙費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	53	52	1				53
計	53	52	1				53

(款) 2. 総務費

(項) 3. 監査委員費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	355	357	△2				355
計	355	357	△2				355

(款) 3. 予備費

(項) 1. 予備費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
計	10,000	10,000	0				10,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 報酬	25	○選挙管理運営費	53
8. 旅費	26	1. 報酬	25
10. 需用費	1	委員報酬	25
11. 役務費	1	8. 旅費	26
		普通旅費	21
		費用弁償	5
		10. 需用費	1
		食糧費	1
		11. 役務費	1
		通信運搬費	1

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 報酬	292	○監査委員費	355
8. 旅費	56	1. 報酬	292
10. 需用費	7	委員報酬	292
		8. 旅費	56
		普通旅費	25
		委員旅費費用弁償	31
		10. 需用費	7
		消耗品費	3
		食糧費	4

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
28. 予備費	10,000	○予備費	10,000
		28. 予備費	10,000
		予備費	10,000

歳入歳出予算構成比

(単位：千円)

款	金額	構成比	款	金額	構成比
1. 分担金及び負担金	3,587,365	70.2	1. 議会費	1,336	0.0
2. 国庫支出金	770,033	15.1	2. 総務費	5,101,156	99.8
3. 財産収入	7,958	0.1	3. 予備費	10,000	0.2
4. 繰入金	745,205	14.6			
5. 繰越金	1	0.0			
6. 諸収入	1,930	0.0			
歳入合計	5,112,492	100.0	歳出合計	5,112,492	100.0

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分		職員数	給 与 費				共済費	合計	備 考
			報酬	給料	職員手当	計			
本 年 度	長等	3人	0	0	0	0	0	0	
	議員	20人	416	0	0	416	0	416	
	その他の 特別職	11人	813	0	0	813	0	813	
	計	34人	1,229	0	0	1,229	0	1,229	
前 年 度	長等	3人	0	0	0	0	0	0	
	議員	20人	416	0	0	416	0	416	
	その他の 特別職	11人	813	0	0	813	0	813	
	計	34人	1,229	0	0	1,229	0	1,229	
比 較	長等	0人	0	0	0	0	0	0	
	議員	0人	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0人	0	0	0	0	0	0	
	計	0人	0	0	0	0	0	0	

2 一般職

(1) 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	合計			
本 年 度	5人	13,448	0	5,508	18,956	3,439	22,395	
前 年 度	5人	13,409	0	5,258	18,667	3,493	22,160	
比 較	0人	39	0	250	289	△ 54	235	

【このページは空白です】

議案第 5 号

令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,236,877,162千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,300,000千円と定める。

令和 8 年 3 月 2 6 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 本 村 賢 太 郎

(提案理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定において準用する同法第 9 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案を提出する。

【このページは空白です】

令和 8 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計予算書

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市町村支出金		281,261,570
	1. 市町村負担金	281,261,570
2. 国庫支出金		341,284,783
	1. 国庫負担金	279,426,335
	2. 国庫補助金	61,858,448
3. 県支出金		99,148,994
	1. 県負担金	98,548,994
	2. 県財政安定化基金支出金	600,000
4. 支払基金交付金		501,692,297
	1. 支払基金交付金	501,692,297
5. 特別高額医療費共同事業交付金		1,218,976
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	1,218,976
6. 財産収入		65,633
	1. 財産運用収入	65,633
7. 繰入金		2,137,264
	1. 基金繰入金	2,137,263
	2. 他会計繰入金	1
8. 繰越金		8,418,034
	1. 繰越金	8,418,034
9. 県財政安定化基金借入金		1
	1. 県財政安定化基金借入金	1
10. 諸収入		1,649,610
	1. 預金利子	200,000
	2. 雑入	1,449,610
歳 入	合 計	1,236,877,162

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保険給付費		1, 211, 109, 980
	1. 保険給付費	1, 211, 109, 980
2. 特別高額医療費共同事業拠出金		1, 361, 376
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	1, 361, 376
3. 支払基金拠出金		6, 368, 743
	1. 支払基金拠出金	6, 368, 743
4. 保健事業費		7, 516, 430
	1. 健康保持増進事業費	7, 516, 430
5. 基金積立金		65, 633
	1. 基金積立金	65, 633
6. 公債費		52, 000
	1. 利子	52, 000
7. 諸支出金		10, 303, 000
	1. 償還金及び還付加算金	10, 303, 000
8. 予備費		100, 000
	1. 予備費	100, 000
歳 出	合 計	1, 236, 877, 162

【このページは空白です】

令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 市町村支出金	281,261,570	252,555,993	28,705,577
2. 国庫支出金	341,284,783	327,039,902	14,244,881
3. 県支出金	99,148,994	95,114,095	4,034,899
4. 支払基金交付金	501,692,297	480,658,831	21,033,466
5. 特別高額医療費共同事業交付金	1,218,976	985,647	233,329
6. 財産収入	65,633	20,307	45,326
7. 繰入金	2,137,264	6,171,513	△4,034,249
8. 繰越金	8,418,034	7,046,191	1,371,843
9. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10. 諸収入	1,649,610	1,246,797	402,813
歳入合計	1,236,877,162	1,170,839,277	66,037,885

歳 出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保険給付費	1,211,109,980	1,151,692,694	59,417,286	437,520,926		773,589,054	
2. 特別高額医療費共同事業拠出金	1,361,376	1,182,777	178,599	142,400		1,218,976	
3. 支払基金拠出金	6,368,743	872,482	5,496,261			6,368,743	
4. 保健事業費	7,516,430	6,625,017	891,413	2,770,447		4,745,983	
5. 基金積立金	65,633	20,307	45,326			65,633	
6. 公債費	52,000	43,000	9,000			52,000	
7. 諸支出金	10,303,000	10,303,000	0	4		10,302,996	
8. 予備費	100,000	100,000	0			100,000	
歳 出 合 計	1,236,877,162	1,170,839,277	66,037,885	440,433,777		796,443,385	

2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 保険料等負担金	190,822,899	165,995,416	24,827,483

(単位：千円)

節		説 明			
区 分	金 額				
1. 医療給付費分	186, 172, 140		保険料納付金 (現年度分)	保険料納付金 (滞納繰越金)	保険基盤安定制度 拠出金
		横浜市	66, 655, 306	125, 013	9, 065, 786
		川崎市	21, 707, 399	56, 314	2, 952, 287
		相模原市	12, 094, 136	54, 812	1, 950, 877
		横須賀市	7, 835, 198	13, 366	1, 293, 440
		平塚市	4, 645, 063	8, 541	777, 788
		鎌倉市	4, 678, 698	20, 377	524, 005
		藤沢市	8, 198, 402	26, 163	1, 075, 223
		小田原市	3, 566, 967	11, 446	618, 983
		茅ヶ崎市	4, 676, 166	8, 938	663, 478
		逗子市	1, 480, 283	6, 354	183, 126
		三浦市	921, 379	2, 621	186, 436
		秦野市	3, 186, 431	4, 396	509, 560
		厚木市	4, 032, 111	9, 129	584, 838
		大和市	3, 811, 457	6, 338	599, 021
		伊勢原市	1, 766, 002	3, 415	273, 219
		海老名市	2, 419, 282	3, 393	331, 057
		座間市	2, 099, 087	977	366, 778
		南足柄市	927, 356	765	132, 118
		綾瀬市	1, 521, 078	3, 352	250, 420
		葉山町	864, 379	2, 295	97, 657
		寒川町	833, 008	1, 129	144, 779
		大磯町	813, 016	8, 393	108, 479
		二宮町	663, 103	2, 317	100, 494
		中井町	215, 029	290	31, 152
		大井町	316, 316	312	50, 326
		松田町	218, 597	10	36, 405
		山北町	234, 463	191	37, 876
		開成町	315, 258	362	46, 229
		箱根町	247, 505	1, 287	46, 281
		真鶴町	166, 737	1, 924	37, 140
		湯河原町	568, 520	2, 862	125, 656
		愛川町	686, 760	268	128, 809
		清川村	62, 067	1	10, 507
		保険料延滞金	18, 000		
		合計	162, 444, 559	387, 351	23, 340, 230

目	本 年 度	前 年 度	比 較
(保険料等負担金)			

(単位：千円)

節		説 明		
区 分	金 額			
2. 子ども・子育て 支援納付金分	4,650,759			
			保険料納付金 (現年度分)	保険基盤安定制度 拠出金
		横浜市	1,671,932	223,923
		川崎市	544,284	72,920
		相模原市	303,427	48,189
		横須賀市	196,677	31,949
		平塚市	116,534	19,213
		鎌倉市	117,303	12,943
		藤沢市	205,549	26,559
		小田原市	89,504	15,289
		茅ヶ崎市	117,303	16,389
		逗子市	37,122	4,524
		三浦市	23,148	4,605
		秦野市	79,947	12,587
		厚木市	101,118	14,447
		大和市	95,597	14,797
		伊勢原市	44,303	6,749
		海老名市	60,666	8,178
		座間市	52,678	9,060
		南足柄市	23,267	3,264
		綾瀬市	38,157	6,186
		葉山町	21,672	2,413
		寒川町	20,895	3,577
		大磯町	20,391	2,680
		二宮町	16,644	2,483
		中井町	5,395	770
		大井町	7,937	1,244
		松田町	5,485	900
		山北町	5,884	936
		開成町	7,908	1,142
		箱根町	6,211	1,144
		真鶴町	4,189	918
		湯河原町	14,284	3,104
		愛川町	17,233	3,182
		清川村	1,558	260
		保険料延滞金	33	
		合 計	4,074,235	576,524

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 現年度分	90,438,671	○現年度分の療養給付費負担金	90,438,671
		横浜市負担金	35,862,901
		川崎市負担金	12,026,066
		相模原市負担金	7,226,212
		横須賀市負担金	5,033,166
		平塚市負担金	2,852,745
		鎌倉市負担金	2,142,663
		藤沢市負担金	4,222,096
		小田原市負担金	2,145,949
		茅ヶ崎市負担金	2,602,727
		逗子市負担金	735,974
		三浦市負担金	637,858
		秦野市負担金	1,862,289
		厚木市負担金	2,120,416
		大和市負担金	2,184,956
		伊勢原市負担金	1,084,648
		海老名市負担金	1,299,926
		座間市負担金	1,318,013
		南足柄市負担金	512,037
		綾瀬市負担金	935,952
		葉山町負担金	406,747
		寒川町負担金	520,775
		大磯町負担金	410,876
		二宮町負担金	377,436
		中井町負担金	123,736
		大井町負担金	180,159
		松田町負担金	132,226
		山北町負担金	146,355
		開成町負担金	188,337
		箱根町負担金	157,220
		真鶴町負担金	119,029
		湯河原町負担金	415,803
		愛川町負担金	419,271
		清川村負担金	34,107

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	271,316,013	259,681,731	11,634,282
2. 高額医療費負担金	8,110,322	8,553,517	△443,195
計	279,426,335	268,235,248	11,191,087

(款) 2. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政調整交付金	60,975,574	57,892,725	3,082,849
2. 後期高齢者医療制度事業費補助金	882,873	911,928	△29,055
3. 災害臨時特例補助金	1	1	0
計	61,858,448	58,804,654	3,053,794

(款) 3. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	90,438,672	86,560,578	3,878,094
2. 高額医療費負担金	8,110,322	8,553,517	△443,195
計	98,548,994	95,114,095	3,434,899

(款) 3. 県支出金

(項) 2. 県財政安定化基金支出金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政安定化基金交付金	600,000	0	600,000
計	600,000	0	600,000

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 後期高齢者交付金	501,692,297	480,658,831	21,033,466
計	501,692,297	480,658,831	21,033,466

(款) 5. 特別高額医療費共同事業交付金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 特別高額医療費共同事業交付金	1,218,976	985,647	233,329
計	1,218,976	985,647	233,329

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現年度分	271,316,012	○現年度分の療養給付費負担金 271,316,012
2. 過年度分	1	○過年度分の療養給付費負担金 1
1. 現年度分	8,110,321	○現年度分の高額医療費負担金 8,110,321
2. 過年度分	1	○過年度分の高額医療費負担金 1

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 財政調整交付金	60,975,574	○普通調整交付金 58,446,691 ○特別調整交付金 2,528,883
1. 健康診査事業補助金	740,473	○健康診査事業費補助金 740,473
2. 特別高額医療費共 同事業補助金	142,400	○特別高額医療費共同事業補助金 142,400
1. 災害臨時特例補助金	1	○災害臨時特例補助金 1

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現年度分	90,438,671	○現年度分の療養給付費負担金 90,438,671
2. 過年度分	1	○過年度分の療養給付費負担金 1
1. 現年度分	8,110,321	○現年度分の高額医療費負担金 8,110,321
2. 過年度分	1	○過年度分の高額医療費負担金 1

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 財政安定化基金 交付金	600,000	○財政安定化基金による交付金 600,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現年度分	501,692,296	○現年度分の後期高齢者交付金 501,692,296
2. 過年度分	1	○過年度分の後期高齢者交付金 1

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 特別高額医療費共 同事業交付金	1,218,976	○特別高額医療費共同事業交付金 1,218,976

(款) 6. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 利子及び配当金	65,633	20,307	45,326
計	65,633	20,307	45,326

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 基金繰入金	2,137,263	6,171,512	△4,034,249
計	2,137,263	6,171,512	△4,034,249

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 他会計繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 一般会計繰入金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	8,418,034	7,046,191	1,371,843
計	8,418,034	7,046,191	1,371,843

(款) 9. 県財政安定化基金借入金

(項) 1. 県財政安定化基金借入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 10. 諸収入

(項) 1. 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 預金利子	200,000	100,000	100,000
計	200,000	100,000	100,000

(款) 10. 諸収入

(項) 2. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 第三者納付金	1,126,744	869,505	257,239
2. 返納金	322,865	277,291	45,574
3. 雑入	1	1	0
計	1,449,610	1,146,797	302,813

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 療養給付費等支払準備基金利子及び配当金	56,293	○療養給付費等支払準備基金運用利子 56,293
2. 保健事業等支援基金利子及び配当金	9,340	○保健事業等支援基金運用利子 9,340

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 療養給付費等支払準備基金繰入金	1,887,263	○療養給付費等支払準備基金繰入金 1,887,263
2. 保健事業等支援基金繰入金	250,000	○保健事業等支援基金繰入金 250,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	1	○一般会計繰入金 1

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	8,418,034	○前年度繰越金 8,418,034

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 県財政安定化基金借入金	1	○県財政安定化基金借入金 1

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 預金利子	200,000	○預金利子 200,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 第三者納付金	1,126,744	○第三者納付金 1,126,744
1. 返納金	322,865	○医療機関等返納金 88,192
		○負担割合相違等返納金 233,397
		負担割合相違返納金 175,436
		資格喪失返納金 57,961
		○その他返納金 1,276
1. 雑入	1	○雑入 1

3 歳 出

(款) 1. 保険給付費

(項) 1. 保険給付費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等	1,204,109,676	1,145,107,399	59,002,277	437,520,926		766,588,750	
2. 審査支払手数料	3,266,454	3,106,619	159,835			3,266,454	
3. 葬祭費	3,733,850	3,478,150	255,700			3,733,850	
計	1,211,109,980	1,151,692,694	59,417,286	437,520,926		773,589,054	

(款) 2. 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業拠出金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特別高額医療費 共同事業拠出金	1,361,376	1,182,777	178,599	142,400		1,218,976	
計	1,361,376	1,182,777	178,599	142,400		1,218,976	

(款) 3. 支払基金拠出金

(項) 1. 支払基金拠出金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 出産育児支援金	1,717,983	872,481	845,502			1,717,983	
2. 流行初期医療確 保拠出金等	1	1	0			1	
3. 子ども・子育て 支援納付金	4,650,759	0	4,650,759			4,650,759	
計	6,368,743	872,482	5,496,261			6,368,743	

(款) 4. 保健事業費

(項) 1. 健康保持増進事業費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 健康診査事業費	4,500,460	4,318,411	182,049	750,523		3,749,937	
2. 一体的実施事業 費	2,238,135	1,618,155	619,980	1,492,090		746,045	
3. その他事業費	777,835	688,451	89,384	527,834		250,001	
計	7,516,430	6,625,017	891,413	2,770,447		4,745,983	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18. 負担金、補助 及び交付金	1,204,109,676	○療養給付費等 療養給付費 療養費等 高額療養費等 1,204,109,676 1,103,084,874 16,375,892 84,648,910
11. 役務費	3,266,454	○審査支払手数料 3,266,454
18. 負担金、補助 及び交付金	3,733,850	○葬祭費 3,733,850

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18. 負担金、補助 及び交付金	1,361,376	○特別高額医療費共同事業拠出金 1,361,376

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18. 負担金、補助 及び交付金	1,717,983	○出産育児支援金 1,717,983
18. 負担金、補助 及び交付金	1	○流行初期医療確保拠出金等 1
18. 負担金、補助 及び交付金	4,650,759	○子ども・子育て支援納付金 4,650,759

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11. 役務費	12,370	○健康診査事業補助金 4,402,780
12. 委託料	85,315	
18. 負担金、補助 及び交付金	4,402,775	
12. 委託料	2,238,135	○一体的実施事業費 2,238,135
7. 報償費	116	○その他保健事業費 777,835
11. 役務費	8,381	
12. 委託料	57,594	
18. 負担金、補助 及び交付金	711,744	

(款) 5. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等支払準備基金積立金	56,293	17,062	39,231			56,293	
2. 保健事業等支援基金積立金	9,340	3,245	6,095			9,340	
計	65,633	20,307	45,326			65,633	

(款) 6. 公債費

(項) 1. 利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 利子	52,000	43,000	9,000			52,000	
計	52,000	43,000	9,000			52,000	

(款) 7. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 償還金及び還付加算金	10,303,000	10,303,000	0	4		10,302,996	
計	10,303,000	10,303,000	0	4		10,302,996	

(款) 8. 予備費

(項) 1. 予備費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 予備費	100,000	100,000	0			100,000	
計	100,000	100,000	0			100,000	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24. 積立金	56, 293	○療養給付費等支払準備基金積立金 56, 293
24. 積立金	9, 340	○保健事業等支援基金積立金 9, 340

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22. 償還金、利子 及び割引料	52, 000	○利子 52, 000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22. 償還金、利子 及び割引料	10, 303, 000	○償還金及び還付加算金 10, 303, 000 保険料還付金 300, 000 還付加算金 3, 000 償還金 10, 000, 000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		○予備費 100, 000

歳入歳出予算構成比

(単位：千円)

款	金額	構成比	款	金額	構成比
1. 市町村支出金	281,261,570	22.7%	1. 保険給付費	1,211,109,980	98.0%
2. 国庫支出金	341,284,783	27.6%	2. 特別高額医療費共同 事業拠出金	1,361,376	0.1%
3. 県支出金	99,148,994	8.0%	3. 支払基金拠出金	6,368,743	0.5%
4. 支払基金交付金	501,692,297	40.6%	4. 保健事業費	7,516,430	0.6%
5. 特別高額医療費共同 事業交付金	1,218,976	0.1%	5. 基金積立金	65,633	0.0%
6. 財産収入	65,633	0.0%	6. 公債費	52,000	0.0%
7. 繰入金	2,137,264	0.2%	7. 諸支出金	10,303,000	0.8%
8. 繰越金	8,418,034	0.7%	8. 予備費	100,000	0.0%
9. 県財政安定化基金借 入金	1	0.0%			
10. 諸収入	1,649,610	0.1%			
歳入合計	1,236,877,162	100.0%	歳出合計	1,236,877,162	100.0